

ダイオキシン類

大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

排出基準	
大気:	年平均値 0.6pg-TEQ/m
水質:	年平均値 1pg-TEQ/L以下
底質:	150pg-TEQ/g以下
土壌:	1,000pg-TEQ/g以下(調査指標250pg-TEQ/g)

※土壌にあつては、調査指標以上の場合には必要な調査を実施することとしています。

排出ガス 特定施設及び排出基準値(単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

廃棄物焼却炉 (火床面積が <sup>①</sup> 0.5m <sup>2</sup> 以上、 又は焼却能力が <sup>②</sup> 50kg/h以上)	施設規模(焼却能力)	新設施設基準	既設施設基準
	4t/h以上	0.1	1
2t/h-4t/h	1	5	
2t/h未満	5	10	
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

排水水特定施設及び排出基準値(10pg-TEQ/L)

出典:ダイオキシン類関係省庁共通パンフレット(<https://www.env.go.jp/chemi/dioxin/pamph/2012.pdf>)